応募要領

第1 事業名

令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業の うち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画 認定制度に関する広報)

第2 事業内容

仕様書のとおり。

第3 予算限度額

17,000,000円(消費税及び地方消費税込み)以内

第4 応募資格

次の各号の全てに該当する者とする。

- (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた者であること。
- (4)農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領(平成26年10月17日付26経第879号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6)複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体(民法(明治29年 法律第89号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体(以下「構成員」という。)の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書(又はこれに準ずる書類。以下「規約書等」という。)を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る企画競争の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、代表者は、上記(1)から(5)の要件に適合している必要があり、代表者を除く他の構成員については、上記(1)、(2)、(4)及び(5)の要件に適合するとともに、令和7・8・9年度の農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」を有している必要があり、契約候補者に決定した場合は規約書等を契約締結前までに提出すること。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本企画競争において他の共同事業体の

構成員となること又は単独で参加することはできない。

第5 契約期間

契約締結の日から令和8年3月23日(月)までとする。 契約は、国と契約候補者との間で委託契約に関する協議が調い次第締結する。

第6 応募に係る説明会の開催

- 1 開催日時:令和7年10月21日(火) 15時00分
- 2 開催場所:オンライン
- 3 説明会への出席を希望する者は、必要事項を添えて令和7年10月20日(月)午後1 時までに下記の新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課企画グループ宛てに電 子メールにより申し込むこと。

【必要事項】①所属、役職 ②氏名 ③連絡先(電話番号及びメールアドレス) 【申込先】新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課企画グループ

兼井、清水、蛭間

メールアドレス: hirokazu_kanei300/atmark/maff.go.jp mio_shimizu720/atmark/maff.go.jp yui_hiruma350/atmark/maff.go.jp

- ※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているため、 送付の際は「@」に変更すること。
- 4 説明会への出席の有無は、第4の応募資格とはしない。

第7 参加表明書及び提出書類に関する事項

1 参加表明書及び提出書類の作成

参加表明書を、「企画競争参加表明書」(別紙様式第1-1号)により作成し、又は共同事業体での応募の場合は、「企画競争参加表明書(共同事業体)」(別紙様式第1-2号)により作成し、以下の(1)から(7)までの添付書類と併せて提出すること。

- (1) 企画提案書及びこれに付随する以下の書類
 - ① 「評価項目一覧(提案要求事項)」(別紙1)に「提案書頁番号」欄に該当頁を記載すること。
 - ② 過去に類似事業の実績があれば、これに関する資料(様式任意) (※ 共同事業体での応募の場合は、全構成員分を提出すること。)
 - ③ その他参考となる資料
- (2) 積算内訳(別紙様式第2号) (再委託先の内訳を明記すること。)
- (3) 第4の(3) を証するものとして、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」 の写し
 - (※ 共同事業体での応募の場合は、全構成員分を提出すること。)
- (4)業務内容を示したパンフレット(又はリーフレット)
- (5) 民間企業にあっては、営業経歴書及び最新の決算(営業)報告書1年分(又はそ

れに準じるもの)。ただし、共同事業体で応募する者は、その代表者のものとする。

- (6) 民間企業以外の者にあっては、定款又は寄附行為及び最新の決算(営業)報告書 1年分(又はそれに準じるもの)。ただし、共同事業体で応募する者は、その代表者 のものとする。
- (7) 男女共同参画等への取組状況がある場合(認定書等の確認ができる書類の写し)
 - ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定 企業、プラチナえるぼし認定企業、行動計画)
 - ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業、行動計画)
 - ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)※ 共同事業体での応募の場合は、全構成員分を提出すること。
- 2 提出期限及び提出方法
 - (1) 提出期限

令和7年10月30日(木)正午必着とする。

(2) 提出方法

上記 (1) までに、原則、電子メールに整理番号【061527】を付して提出すること。(詳細は別紙 2 のとおり)

電子メール以外で提出する場合は、PDFファイルを電子媒体(CD-R、DVD-R等とし、ウイルス対策を施すこと。)に格納し、当該電子媒体に契約件名及び事業者名を表示(ケースは不可)の上、提出すること。

なお、郵便・信書便で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

3 提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 農林水産省大臣官房予算課契約班(本館1階、ドア番号「本135」)

- 4 作成・提出に当たっての注意事項
- (1) 企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。
- (2) 1応募者が提出できる企画提案は1提案までとする。
- (3) 企画提案書等の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式第3号) について企画提案書の提出前に確認しなければならず、企画提案書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。
- (5) 提出された書類はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

第8 応募する企画提案(企画提案書)の内容

1 事業実施体制

次の点について、担当者数、人員配置計画、担当者の経験、担当者へのバックアッ

プ体制等を明記すること。

- (1) 事業の準備に関し、事業実施に関わる関係者との連絡調整を行う体制
- (2) 事業の準備から実施までの対応体制

再委託をする場合には、再委託先の事業者名、再委託金額及び担当する業務の内容を明記すること。

また、再委託には以下の制限があるので留意すること。

- 【7】事業の全部を一括して請け負わせてはならない。
- 【1】事業の主たる部分(総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 を請け負わせてはならない。)
- 【ウ】再委託の合計金額は委託費の限度額の50%以内としなければならない。 ただし、以下の場合は上記また書き【イ】、【ウ】の制限を適用しないこととする。
 - 【エ】再委託先の業務が海外で行われる場合
 - 【オ】広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合
 - 【カ】会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合

なお、上記また書き【ウ】の再委託の比率は、上記ただし書き【ェ】~【カ】に該当する再委託の金額を委託費の限度額から減算して計算した率とする。

- 2 事業を実施する上で必要となる応募者の知見・専門性・実績等 事業内容の目的(仕様書2)を達成するために必要となる次の専門知識を有してい る根拠を明記すること。
 - (1) 幅広い人脈を有し、かつ多数の関係者を管理・調整する能力を有している根拠
- (2) 調査・分析及び広報を戦略的に企画できる専門的知識とネットワークを有している根拠
- 3 企画提案を求める項目及び具体的提案

事業内容の目的(仕様書2)を達成するため、本事業の概要を踏まえつつ、次の点についてより具体的な企画提案を併せて行うこと。

- (1) 食品産業の実態に関する調査・分析の実施概要(仕様書3(1)①)
- (2) (1) の分析結果を踏まえた広報資材の概要・イメージ(仕様書3(1)②)
- (3) 食料システム法の計画制度において認定を受けた事業者が使用できる認定マーク、ホームページバナーやポスターの作成に係る企画概要・イメージ(仕様書3 (2))
- 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業、行動計画)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業、行動計画)、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けている者である場合は、基準に適合し認定されている者であることを

企画提案書に記載すること。

第9 応募要領の配布期間及び場所

1 配布期間 令和7年10月15日(水)~同年10月29日(水)

(行政機関の休日を除く。)

2 配布時間 10:00~17:00

3 場所 農林水産省大臣官房予算課契約班(本館1階、ドア番号「本135」)

T E L : 03 - 6744 - 7162

担 当:浦津、能條

なお、農林水産省ホームページから印刷することも可能。

第10 審査方法

1 提出された企画提案書について、審査基準及び審査項目(第11)に基づいて採点・審査を行い、採点した得点の最上位の者(最上位の者が複数ある場合は、最高得点を獲得した審査項目が最も多い者とし、更に当該数が同一の場合にあっては、審査委員長が選定した者)を本委託事業の委託契約候補者として支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官(経理)(以下「支出負担行為担当官」という。)に推薦するものとする。

なお、契約候補者から契約候補辞退届(別紙様式第4号)の提出があった場合は、 採点した得点が次に高かった者を契約候補者として、支出負担行為担当官に推薦する こととする。

- 2 審査については、非公開とする。
- 3 企画提案会
 - (1)提案会に当たっては、令和7年11月5日(水)に、オンラインで行うことを想定しているが、実際に提案を行う時間・会議URLは企画提案書提出締切後に農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課企画グループ担当職員(以下「担当職員」という。)が別途調整する。
 - (2) 企画提案書は、日本語で説明し、必要な情報は全て書面に書き込むこと。
 - (3) 企画提案書以外の補助資料の使用は不可とする。
- 4 企画提案書について審査員からの質問がある場合は、担当職員から連絡をすることとする。

第11 審査基準及び審査項目

企画提案書の審査に当たっては、事業内容の目的(仕様書2)の達成について判断するため、事業を確実かつ効率的・効果的に実施できるか、また、事業内容の留意事項(仕様書3)は反映されているかを踏まえて、次の項目について採点を行う。

- 1 実施体制の適格性(①安定性(組織の財政的基盤の安定性)、②透明性(運営の 公開性、透明性の高さ))
- 2 知見・専門性及び類似・関連事業の実績等(③専門性(主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。)、④実績(過去にお

ける類似・関連事業の実績が十分にあるか。))

- 3 事業内容の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性(⑤整合性(現状の課題等を正確に把握し、事業内容の目的、趣旨と合致した提案内容になっているか。)、⑥ 具体性(目的達成のため具体的な事業実施内容か。))
- 4 実施方法の効率性(⑦計画性(事業実施期間を有効に使うスケジュールとなっているか。))
- 5 経費配分の適正性(⑧綿密性(事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされているか。)、⑨費用対効果(最小の経費で最大の効果を狙っているか。))
- 6 期待される成果(⑩主体性及び実現性(主体的に具体的な目標を設定し、成果・効果を検証する仕組みになっているか。))
- 7 波及効果(⑪継続性及び発展性(単発的な活動でなく、事業の持続性、継続性は見られるか、また、波及効果が期待できるか。))
- 8 行政施策等との関連性(⑫行政施策等との連携及び相乗効果(農林水産施策に関連 する取組か。))
- 9 ワーク・ライフ・バランス等の推進(⑬ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、(1)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、(2)次世代育成支援対策推進法、(3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けているか。)

第12 審査結果の通知

審査結果については、提出期限後、おおむね2週間以内に参加者に対し文書により通知することとする。

第13 企画提案に要する費用の負担

企画提案書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

第14 契約保証金の扱い

会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、 予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

第15 委託費の支払い方法

1 委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。ただし、受託者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく協議が整った日以降とする。

2 契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととする。

第16 実績報告書等の提出

以下の(1)及び(2)を令和8年3月23日(月)までに担当職員に提出すること。また、本事業を終了したとき(本事業を中止し、又は廃止したときも含む。)は、本事業の成果等を記載した別に定める委託事業実績報告書を1部提出すること。

- (1) 事業実施報告書電子媒体 一式
- (2) 事業で作成したコンテンツ電子媒体 一式
- ※納入する電子媒体は、ウィルスチェックを行い、ウィルスチェックに関する情報 (ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日)を記載して提出すること。

また、当該電子媒体に契約件名及び受託者名を表示すること。

- ※コンテンツに使用した一切の画像データについては、JPGファイルもしくはPNGファイルで別途納入すること。
- ※電子媒体は電子メール又は大容量ファイル転送サービス等で提出すること。

第17 成果品(著作権等)の帰属等

本事業により取得した著作権は、農林水産省が承継するものとする。

第18 その他

応募者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。 不明な点については、第19の応募・照会窓口までお問い合わせ願いたい。

第19 応募・照会窓口

【事業内容、応募要領全般について】

質問等がある場合は、別紙3の質問票に必要事項を記入の上、令和7年10月29日 (火) 12:00までに以下宛先に提出すること。

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課企画グループ (別館4階、ドア番号「別415」)

TEL: 03-6744-2092

担 当:兼井、清水、蛭間

メールアドレス: hirokazu_kanei300/atmark/maff.go.jp mio_shimizu720/atmark/maff.go.jp yui_hiruma350/atmark/maff.go.jp

*スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更すること。

【契約締結について】

農林水産省大臣官房予算課契約班(本館1階、ドア番号「本135」)

TEL: 03-6744-7162

担 当:浦津、能條

※受付曜日 月曜日~金曜日 (行政機関の休日を除く。)

※受付時間 10:00~17:00

評価項目一覧 (提案要求事項)

令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成のため の広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報)

(1) 実施体制	の適格性		
評価項目	評価基準	得点	提案書
		配分	頁番号
①安定性()	組織の財政的基盤は安定しているか)	5	
	・事業責任者、十分な担当スタッフを有しているか。		
	・財政状況は安定しているか。		
②透明性(運営の公開性、透明性は高いか)	5	
	・Webサイト等において事業者の事業内容等が適宜更新されているか。		
	・財務状況が公開され、透明性が高いか。		
(2) 知見・専	門性及び類似・関連事業の実績等		
評価項目	評価基準	得点	提案書
		配分	頁番号
③専門性(主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を	10	
有した人的	資源が十分にあるか)		
	・食品の生産・流通の現状や課題に関して高い専門的知見を有しているか。		
④実績(過・	去における類似・関連事業の実績が十分にあるか)	5	
	・本事業に類似した事業を実施したことがあるか。		
	・複数回実施したことがあるか。		
(3) 事業内容	の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性		
評価項目	評価基準	得点	提案書
		配分	頁番号
⑤整合性(現状の課題等を正確に把握し、事業内容の目的、趣旨と	10	
合致した提	案内容になっているか)		
	・現状の課題等を正確に把握し、事業内容の目的、趣旨と合致した提案内容		
	となっているか。		
	・今後の展開につながる方向性が明確となっているか。		
⑥具体性(目的達成のため具体的な事業実施内容か)	10	
	・実施内容や方法が具体的であるか。		
(4) 実施方法	の効率性		
評価項目	評価基準	得点	提案書
		配分	頁番号
⑦計画性(事業実施期間を有効に使うスケジュールとなっている	10	
カン)			
	・準備から事業実施、その後のフォローアップの期間等が妥当であるか。		
	バランスの良い計画となっているか。		

評価項目	評価基準	得点	提案
		配分	頁番兒
⑧綿密性	・ (事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされてい	5	
るか)			
	・事業内容に見合った経費配分となっているか。		
	・精度の高い積算がなされているか。		
⑨費用対效	h果 (最小の経費で最大の効果を狙っているか)	5	
	・効果的な内容となっているか。		
	・経費に見合った取組の規模となっているか。		
6) 期待され	1る成果		
評価項目	評価基準	得点	提案
		配分	頁番 5
⑩主体性及	び実現性(主体的に具体的な目標を設定し、成果・効果	10	
を検証する	6仕組みになっているか)		
	・目標が具体的で明確に設定されているか。		
	・事業効果を検証できる仕組みが提案されているか。		
7) 波及効果	果	•	
評価項目	評価基準	得点	提案
		配分	頁番 :
①継続性及	び発展性(単発的な活動でなく、事業の持続性、継続性	10	
は見られる	か、また、波及効果が期待できるか)		
	・企画の各要素が有機的に連携しているか。		
	・事業効果の持続性があるか。		
	・継続性が期待できるか。		
8) 行政施第	策等との関連性		
評価項目	評価基準	得点	提案
		配分	頁番!
12行政施策	5等との連携及相乗効果 (円滑な価格転嫁に向けた消費者	10	
理解醸成に	[関連する取組か]		
	・他の関連する取組との連携が図られているか。		
	・相乗効果が図られるような提案となっているか。		
9) ワーク	・ライフ・バランス等の推進		
評価項目	評価基準	得点	提案
		配分	頁番 5
	参画等への取組状況	5	
[13]男女共同		1	
13男女共同	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下((1)~(3))		

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。) に基づく認定

・プラチナえるぼし 5点 ※1

・えるぼし3段階目 4点 ※2

・えるぼし2段階目 3点 ※2

・えるぼし1段階目 2点 ※2

· 行動計画 1点 ※3

- ※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る (計画期間が満了していない女性活躍推進法第8条の規定に 基づく一般事業主行動計画を策定している場合のみ)。
- (2) 次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。) に基づく認定

・プラチナくるみん認定企業 5点 ※4

・くるみん認定企業(令和7年

4月1日以後の基準) 4点 ※5

・くるみん認定企業(令和4年

4月1日~令和7年3月31日

までの基準) 3点 ※6

・トライくるみん認定企業(令

和7年4月1日以後の基準) 3点 ※7

・くるみん認定企業(平成29

年4月1日~令和4年3月31

日までの基準) 3点 ※8

・トライくるみん認定企業(令

和4年4月1日~令和7年3月

31日までの基準) 3点 ※9

・くるみん認定企業(平成29

年3月31日までの基準) 2点 ※10

· 行動計画(令和7年4月1日

以後の基準) 1点 ※3、※11

- ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成 支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚 生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)

による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下 「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号に 掲げる基準による認定

- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改 正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2 条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行 規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定 (ただし、※8及び※10の認定を除く。)
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則 第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、※10の認定を除く。)
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改 正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2 条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行 規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成 支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29 年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」とい う。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準 による認定
- ※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
 - ・ユースエール認定企業 4点
 - ※12 (1)~(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、

最も配点の高い区分により加点を行う。また、共同事業体で応募し、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。

電子メールを利用した書類の提出方法

1. 送信先

農林水產省大臣官房予算課契約班 宛

メールアドレス: nousui_itakukeiyaku/atmark/maff.go.jp

※ スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しておりますので、送信の際は「@」に変更してください。

2. 送信メールの件名

「整理番号・事業者名・○/○」としてください。

例:012345・〇〇〇〇(株)・1/3

- ※ 整理番号は公示等に記載された番号を必ず記載してください。
- ※ ○/○は何分割の何番目のメールかを記載してください。 (下記6参照)
- 3. メール本文への記載事項

件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号を記載してください。

- 4. メール容量 本文を含め7MBです。 (下記6参照)
- 5. 添付ファイルの形式及びファイル名

PDFファイルの電子データ形式で提出してください。

ファイル名は「整理番号・提出書類名・事業者名・〇/〇」としてください。

例1:012345・提案書・○○○○(株)・1/3

例 2:012345・企画提案書・○○○○(株)・1/3

例3:012345・競争参加資格・〇〇〇〇(株)・1/1

※ 複数の提出書類を一つのファイルにまとめないでください。

6. メール容量を超える場合の送信方法

7MBを超えるファイルを送信する場合には、分割して送信してください。

なお、分割しない場合も含め、送信メールの件名及びファイル名の最後に「1/1」や「1/3」など、何分割の何番目であるかを必ず記載してください。

※ 圧縮ファイルは使用しないでください。

7. 受信確認

メール受信後、翌日の17時まで又は提出期限日の17時までのいずれか早い日時にメールを受信した旨を送信者にメールで返信します。受信のメールが届かない場合には、1の送信先(電話の場合:03-6744-7162)に連絡してください。

		質	問	票		
社 名						
住 所						
12. //			メール			
TEL		7	アドレス			
質問者						
質問に関	関連する文書名及で	び頁				
質問内容	7					

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名

企 画 競 争 参 加 表 明 書

令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のう ち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定 制度に関する広報)

○ 担当者

所属・役職 担当者氏名 電話番号 メールアドレス 農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

【共同事業体代表者】

住 所 商号又は名称 代表者役職氏名

企 画 競 争 参 加 表 明 書 (共同事業体)

令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報)の企画競争に下記共同事業体として参加することを表明します。

また、契約候補者となった場合は、契約締結までに共同事業体の構成・運営等に関する協定書を作成し提出します。

なお、規約書等には、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載します。

記

7		- 	司里	至.	体名	•	
1	•	\sim	ᆔᆍ			•	

2. 共同事業体の構成員及び担当業務

	住所及び商号又は名称	分担業務
代表者		
構成員		
構成員		

(別紙様式第2号)

令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報)

♥プ生所申載/J久♥プ/こ♥プ♥プ/云	TRU (RI	前座業の実態及び食料ングデム法の計画認定制度に関する広報 「
区分	予算額	備考
	<u> </u>	VIII ~¬¬
	门	
1 人件費		A @ ○○○円 × **時間 = △△△円
		B @ ○○○円 × **時間 = △△△円
2 業務経費		
(1) 食品産業の実態に関		
する分析及び広報		
①分析		
		※消耗品費、資料作成費、謝金等に係る経費を記載。
②広報		
		※消耗品費、資料作成費、謝金等に係る経費を記載。
(2) 食料システム法の計		
画認定制度に関する広報に		
資する標章・資材の作成		
		※消耗品費、資料作成費、旅費、謝金等に係る経費を記載。
(3)報告書作成費		THE PARTY OF THE P
		※消耗品費、資料作成費、旅費、謝金等に係る経費を記載。
3 一般管理費		MINDSHAN ATHINAN MAN MILNION OF A CHURO
0 似日红网		
4 小計		
T .1 HI		
5 消費税(10%)		
O 111 M. Mr. (10/0)		
6 合計		
O [] []		

- (注)・再委託先の内訳を明記すること。
 - ・必要に応じて、資料を添付すること。
 - ・備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠を詳細に記載すること。
 - ・一般管理費及び率等を経費として計上する場合は、一般管理費率は総事業費(再委託費を除く(精算時も同様とする。)。)の10%以内とする。なお、確定額については、委託事業に係る計画額(予算額)又は実支出額のいずれか低い額とする。また、委託契約書(案)第13条第1項ただし書きの規定は適用しない。
 - ・備品 (原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が50,000円以上の物品) の購入は認めない。
 - ・人件費の算定については別添「委託事業における人件費の算定方法等の適正化について」を参照すること。 また、根拠となる資料を添付すること。
 - ・消費税の算出にあたり1円未満の端数は切り捨てで計算すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、又は運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者 上記事項について、企画競争参加表明書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名

契約候補辞退届

令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報)に関する契約候補について、○○○○の理由により、辞退します。

仕様書

1. 事業名

令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業の うち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画 認定制度に関する広報)

2. 事業目的

食品の価格形成については、長期にわたるデフレ経済下で、低価格であることが、食品の販売競争の最大のアピールポイントとなり、生産・加工・流通・小売のフードチェーン全体において、食品価格を上げることを敬遠する意識が醸成・固定化し、現在の農業・食品産業は、生産コストが上昇しても、それを販売価格に反映することが難しくなっており、結果として、総じて利益率の低い業態となっている。こうした背景の下、食料・農業・農村基本法が改正され、食料の価格の形成に当たり、農業者、食品産業事業者、消費者等の食料システムの関係者による持続的な食料供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者に対する理解の増進が国の施策として位置付けられた。これを受け、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法を改正し、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の適正化に関する法律(以下「食料システム法」という。)が成立した。

食料システム法の下、合理的な費用を考慮した価格形成について消費者を始めとする食料システムの関係者の更なる理解の醸成を図るため、本事業では、実際の取引において合理的な費用を考慮した価格形成を担う食品製造業、食品卸売業、食品小売業、飲食業などの食品産業の業種別の経営状況、流通経費等の実態を客観的なデータから明らかにし、食品産業の置かれた状況について分かりやすく広報を行うことで価格転嫁に対する消費者等の理解醸成を図る。あわせて、食料システム法における計画認定制度(参考)の広報に資する標章・資材を作成し、同制度の普及を図る。

(参考) 食品産業の持続的な発展に向けた計画認定制度

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/250623-11.pdf

3. 事業内容

本事業においては、次の(1)から(2)までに掲げる内容を実施すること。また、これらの実施に当たっては、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課企画グループ(以下「事業担当課」という。)担当職員(以下「監督職員」という。)と協議の上、詳細を決定すること。

「監督職員」とは、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があ

ると認められた職員であり、受託者の履行に関して、立会い、指示その他の適切な方法 により監督を行うものとする。

また、受託者は、監督職員から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

なお、監督職員及び検査職員は別途「監督・検査職員通知書」により通知する。

(1) 食品産業の実態に関する分析及び広報

① 分析

政府統計や民間の企業情報データ等を活用し、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、飲食業等における経営指標(下記の<例>を参照)や流通経費を算出し、他産業との比較や経年(10~20年程度)での比較、他国との比較、地域間の比較も行いながら、我が国の食品産業の実態を分析すること。

なお、データの分析に当たっては、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、飲食業等といった中分類のみならず、各業種内での小分類、経営規模、地域単位で細分化して行うものとする。

<経営指標の例>

事業者数、従業員数、経営者の年齢、売上高、資本金、経営指標(売上高総利益率、売上高営業利益率、売上高経常利益率、総資本経常利益率、総資本営業利益率、総資本回転率、資本生産性、労働生産性、自己資本比率、損益分岐点比率、一人当たり売上高等)、設備投資の状況、研究開発の状況、事業承継の状況、ESG投資の状況 等

また、国内の食品産業の事業者に対するアンケートやヒアリングを実施し、経営状況、経営課題、経営課題に対応するため企業の施策・資金ニーズ(出資、融資、債務保証等)等について整理すること。アンケートやヒアリングに当たっては、以下のテーマについて必ず設問に含め、これらのテーマに取り組む優良事例があれば抽出し、整理すること。

- 農林漁業分野への参入・連携強化
 - 農林漁業分野への参入(出資、子会社設立、その他連携)の状況や意向調査
 - 農林漁業者との直接取引の有無、今後の取引計画(取引量の増加、取引品目の拡大)とそれを実現していくための課題
- 事業承継・事業再編
 - 事業承継・事業再編の状況や意向調査(背景・理由、必要な支援)

② 広報

①の分析結果について、食品産業の実態を消費者等にわかりやすく紹介するためのパンフレットを作成する。パンフレットは、A4 カラー見開き4頁の概要版と、10ページ以上の詳細版を作成することとする。

(2) 食料システム法の計画認定制度に関する広報に資する標章・資材の作成

食料システム法の計画認定制度における安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画、消費者選択支援事業活動計画の認定に当たり、それぞれの計画の趣旨を踏まえた認定マークをデザインすること。また、認定を受けた食品産業の事業者がホームページや事務所に掲げられるバナーやポスターを作成すること。

4. 事業期間

契約締結日から令和8年3月23日(月)までとする。

5. 事業の報告

受託者は、以下の(1)から(3)を令和8年3月23日(月)までに事業担当課に提出すること。また、本事業を終了したとき(本事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、本事業の成果等を記載した別に定める委託事業実績報告書を提出すること。

(1) 事業実施報告書

電子媒体(PDFファイル等) 一式(※)

- ※ 事業実施報告書中に使用した一切の画像データについては、JPG ファイルもしくは PNG ファイルで別途納入すること。
- ※ 納入する電子媒体については、提出する前にウイルスチェックを行い、ウイルスチェックを行った日時、ソフト名、バージョン及びパターンファイルのバージョンを記載すること。
- ※ 電子媒体は、電子メール又は大容量ファイル転送サービス等で提出すること。

(2) 分析に使用したデータセット等

電子媒体(CSV ファイル等) 一式(※)

- ※ 分析に使用したデータセットのうち、民間調査会社等から購入したものやアンケートを集計したものについては、ローデータとデータクリーニング後の両方をCSVファイルで別途納入すること。政府統計等の公表データについては、データクリーニング後のCSVファイルを別途納入すること。ただし、情報管理上の制約、追加費用の発生その他の事由により、ファイルの納入が困難な場合は、監督職員と協議すること。
- ※ 計量分析において Python や R 等を活用した場合、プログラミングコードについ

ても、別途納入すること。

(3) 事業で作成したコンテンツ

作成したコンテンツの電子媒体(画像ファイル等) 一式(※)

- ※ コンテンツに使用した一切の画像データについては、JPG ファイルもしくは PNG ファイルで別途納入すること。
- ※ 納入する電子媒体については、提出する前にウイルスチェックを行い、ウイルスチェックを行った日時、ソフト名、バージョン及びパターンファイルのバージョンを記載すること。
- ※ コンテンツの電子媒体は、電子メール又は大容量ファイル転送サービス等で 提出すること。
- 6. 事業実施報告書及び委託事業実績報告書の提出先 大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課企画グループ (別館4階 ドア NO.別 415)

7. その他

- (1) 受託者は、提案書のとおり事業を実施すること。
- (2) 受託者は、契約締結後、速やかに実施スケジュール及び実施体制を監督職員に提出すること。
- (3)受託者は、監督職員と1か月に1回を目安として定期的に打合せを行い、本事業の 進行状況等を取組ごとに報告するほか、監督職員の求めに応じて途中経過を報告する こと。なお、打合せを実施した際は、議事録を作成すること。
- (4) 受託者は、事業の目的を達成するため、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき又は業務の内容を変更する必要が生じたときは、監督職員と協議の上、必要に応じ委託契約書に則った手続を行うものとする。
- (5)本事業における人件費の算定に当たっては、別紙1の「委託事業における人件費の 算定等の適正化について」に従うこと。
- (6) 本業務の過程で作成された納入成果物に関しての著作権等の取扱いは、次に定めるところによること。
 - ① 受託者は、農林水産省に対し、すべての著作権(著作権法第27条及び第28条に 規定する権利を含む)を無償で譲渡すること。
 - ② 受託者は、当省の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び19条(氏名表示権)を行使することができないこと。
 - ③ 受託者は農林水産省に対し、著作権人格権を行使しないこと。
- (7)納入成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれる場合は、当省が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、受託者は当該

契約等の内容について事前に当省の承認を得ることとし、当省は既存著作物について当該許諾用件の範囲内で使用するものとする。

- (8) 本事業で得られた成果は、期間の制限なく広く利用できるものとすること。
- (9)受託者は、農林水産省が納入成果物を活用する場合及び農林水産省が認めた場合に おいて第三者に二次利用させる場合は、原著作者の著作権及び肖像権等による新た な費用の負担を含む一切の手続が発生しないように措置すること。それ以外の利用 に当たっては、農林水産省は受託者と協議の上、その利用の取り決めをする。
- (10) 受託者は、この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利 侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら農林水産省の責に帰す場合を 除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

この場合、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

(11) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体(民法(明治 29 年 法律第 89 号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による参加も可とする。共同 事業体を構成する場合は、代表者を決め、他のものは構成員として参加するものとし、代表者は、令和 7・8・9年度の農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた者であること、代表者を除く他の構成員については、令和 7・8・9年度の農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」を有している者であること。

また、代表者は、「企画競争参加表明書(共同事業体)」を提出し、共同事業体として本企画競争に参加し、落札した場合は、共同事業体の業務分担、実施体制等について明確にした結成・運営等に関する協定書(又はこれに準ずる書類)等を契約締結前までに提出する必要がある。

なお、共同事業体に参加する者は、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

- (12) 再委託の適正化を図るための措置
 - ① 受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け 負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行 管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。(注)
 - ② 受託者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ再委託承認申請書(委託契約書別紙様式第2号)に当該第三者氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、再委託の金額、再委託比率及び再委託先との著作権に関する契約関係を記入して農林水産省の承認を得なければならない。

なお、受託者が再委託先との契約を締結する際は、再委託の相手先との間で、受 託者が農林水産省に対して負担するのと同様の義務を負わせる契約を締結するも のとする(再委託先が更に委託等をする場合についても同様。)。併せて、下請代 金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)にも留意されたい。

- ③ 受託者は、上記②の承認を受けた再委託についての契約書を農林水産省へ提出すること。また、その内容を変更する必要が生じた時は、上記様式に必要事項を記入して、あらかじめ農林水産省の承認を得なければならない。
 - (注) 再委託してはならない業務の例外

再委託を含めて契約相手方を第三者機関で決定される場合、契約の相手方が地方公共団体の場合、再委託する業務が海外で行われる場合、広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合又は会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定に基づく子会社若しくは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合。

- (13) 受託者は、別紙2「農林水産省の広報に関するガイドライン」の規定を遵守すること。
- (14) 本事業の実施に当たり対象となる経費は、別紙3「対象経費一覧」に掲げるものとする。
- (15) 情報セキュリティに関する事項
 - ① 本事業に関連して入手した資料及び業務上知り得た個人情報を含むすべての情報については、本業務実施中はもとより終了後においても秘密保持のために十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏洩を確実に防止する措置を講ずること。
 - ② 受託者は、監督職員の指示又は承諾があるときを除き、本事業を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
 - ③ 受託者は、監督職員の指示又は承諾があるときを除き、本事業を処理するため に監督職員から提供を受けた個人情報が記載された資料等を複写し、又は複製し てはならない。
 - ④ 受託者は、監督職員の指示又は承諾があるときを除き、本事業を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとして、第三者にその取扱いを伴う業務を再委託してはならないこと。ただし、本事業の一部を第三者へ委託する場合は、事前に監督職員に相談し、承諾を得ること。
 - ⑤ 受託者は、本事業に関連して入手した資料と業務上知り得た個人情報を含むすべての情報が紛失や盗難等による第三者への情報漏洩の発生又は、その恐れがある場合は、直ちに監督職員へ報告すること。また、当該事案についての事例調査を行い、漏えいした情報の内容、原因、再発防止等について書面をもって報告すること。
 - ⑥ 受託者は、本事業を処理するために監督職員から貸与された資料等について は、本事業終了後又は契約解除後速やかに監督職員に返却しなければならない。

- ① 監督職員は、受託者における本事業上、知り得た個人情報を含むすべての情報 の管理状況について適時確認することができる。また監督職員は必要と認めると きは、受託者に対し、本事業上、知り得た個人情報を含むすべての情報の取扱い 状況について報告を求め、又は検査することができる。
- ⑧ 受託者は、その従事者に対し、在職中又は退職後においても本事業に関して知り得た個人情報を含むすべての情報の内容を、みだりに他人に知らせ、又は本事業の目的以外に使用してはならないことなど、情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守させること。
- (16) 主な環境関係法令の遵守

受託者は、本業務に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- ① 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- ② 労働安全衛生法

(昭和47年法律第57号)

- (17) 受託者は、委託事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した/努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア〜オの各項目について、一つ以上「実施した/努めた」にチェックを入れること。
 - ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
 - イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。
 - ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
 - エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
 - オ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及 び管理並びに作業安全に努める。

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア~オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

目供的人事項	実施したが	左記
具体的な事項	た/努	非該
	めた	当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する(もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する)。		
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガス の過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施 している。		
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用 して(農薬の使用基準等を遵守して)作られたものを調達するこ とに努めている。		
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調 達することに努めている。		
・その他 ()		
・上記で「実施した/努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左詞	己非該当」)、その
也の取組も行っていない場合は、その理由		
()

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の 記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめ な管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に 努める。

	実施し	左 記
具体的な事項	た/努	非 該
	めた	当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーにつ		
いて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の		
記録に努めている。		

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な 照明の消灯やエンジン停止に努めている。		
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。		
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できる よう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。		
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。		
・その他 ()		
・上記で「実施した/努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記他の取組も行っていない場合は、その理由(己非該当」)、そ ⁶)
ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努め	る。	
具体的な事項	実施し た/努 めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備(食品残さの処理や堆肥製造等)を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。		
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに 努めている。		
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に 清掃を行うことに努めている。		
その他()		
・上記で「実施した/努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左 の他の取組も行っていない場合は、その理由	記非該当]),
)
ェ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。		,
具体的な事項	実施し た/努 めた	左 記 非 該 当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙な		

どの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。		
・資源のリサイクルに努めている(リサイクル事業者に委託することも可)。		
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に 従って適切に実施している。		
その他(
・上記で「実施した/努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左の他の取組も行っていない場合は、その理由	記非該当	」)、そ
)

オ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した/努	左記非該
	めた	当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 -民間事業者・自治体等編-」にある記載内容を了知し、関係す る事項について取り組むよう努める。		
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、も しくは、策定を検討する。		
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、 もしくは、実施を検討する。		
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュ アル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努 めている。		
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。		
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安 全に作業を行えるスペースを確保する。		
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。		
その他(

・上記で「実施した/努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由 (

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

(1)人件費とは委託事業に直接従事する者(以下「事業従事者」という。)の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

人件費= 時間単価*1 × 直接作業時間数*2

※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一 人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合(正職員が嘱託職員として雇用された等)
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員(以下、「管理者等」という。) が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員 直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計 上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間(残業・休日出勤等)を含めることはできない。ただし、当該委託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあって

は、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間(残業・休日出 勤等)を含めることができることとする。

(2) 一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記に よらず次の計算式により算定することができる

人件費= 日額単価 × 勤務日数

人件費= 給与月額 × 勤務月数(1月に満たない場合は、日割り 計算による)

2. 受託単価による算定方法

委託先(地方公共団体を除く。以下同じ。)において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価(以下、「受託単価」という。)の構成要素等の精査を委託 契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

- 受託単価の構成要素を精査する際の留意点
 - ア 事業従事者の職階(課長級、係長級などに対応した単価)に対応しているか イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている 場合は、各単価及びその根拠を確認すること
 - ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及 び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重複計 上されていないか確認すること。

<受託単価による算定方法>

- ○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。
- ○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用すること

ができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることは出来ない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法(以下「時間単価計算」という。)により算定する。(円未満は切り捨て。)

<実績単価の算定方法>

○正職員、出向者(給与等を全額委託先で負担している者に限る)及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

人件費時間単価= (年間総支給額+年間法定福利費等) ÷年間理論総労働時間

- ・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議のうえ定めるものとする(以下、同じ。)。
- ・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手 当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で 支給されているものは除外する(以下、同じ。)。
- ・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料(厚生年金基金の掛金部分を含む。)、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする(以下、同じ。)。
- ・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする(以下、同じ。)。
- ○出向者(給与等の一部を委託先で負担している者)の時間単価の算定方法 出向者(給与等の一部を委託先で負担している者)の時間単価は、原則として下記

により算定する。

人件費時間単価=委託先が負担する(した)(年間総支給額+年間法定福利費等)÷年間理論総労働時間

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に 対する給与等が委託先以外(出向元等)から支給されているかどうか確認するととも に、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上 できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の(1)により算定する。ただし、やむを 得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、(2)により算定した時間単価を額の 確定時に適用する。

(1)原則

人件費時間単価= (年間総支給額+年間法定福利費等) ÷年間理論総労働時間

(2) 時間外に従事した場合

人件費時間単価= (年間総支給額+年間法定福利費等) ÷年間実総労働時間

- ・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働 時間を立証できる場合に限る。
- ・年間実総労働時間=年間理論総労働時間+当該委託事業及び自主事業等における 時間外の従事時間数の合計。

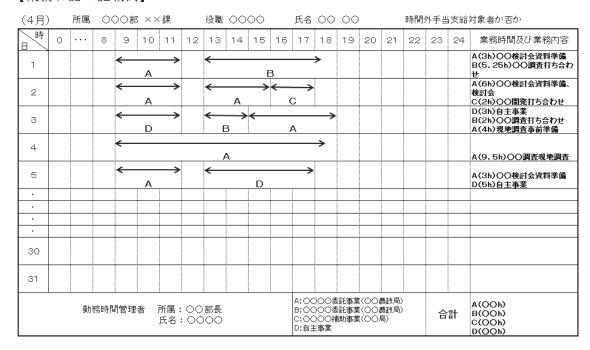
4. 一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

5. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】



- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。(当該委託事業 の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められな いことに留意する。)
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。 (数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないよう適切に管理すること。)
- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外 労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - ・委託事業の内容から、休日出勤(例:土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託 先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。

- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード(タイムカードがない場合は出勤簿) 等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名す る。

附則

(施行期日)

1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合には、 本通知を適用する。

附則

この通知は、令和3年1月1日から施行する。

農林水産省の広報に関するガイドライン

平成27年10月1日制定 平成28年12月9日改正 令和2年1月10日改正 令和6年4月1日改正

1 目的

このガイドラインは、農林水産省が、広報物等の企画、制作又は発信のために外部に委託する事業又は発注する業務(以下「広報事業等」という。)において、受託者又は受注者(以下「受託者等」という。)が遵守する事項を規定することにより、広報の円滑な実施に資することを目的とする。

2 対象

このガイドラインの対象となる広報物等は、各種媒体への広告、看板、垂れ幕、 Web サイト、ソーシャルメディア、動画、広報誌・情報誌、ポスター、パンフレット・リーフレット、ちらし、その他広報を目的として企画、制作又は発信するものとする。

3 受託者等が遵守する事項

広報事業等の受託者等は、以下の各事項を遵守すること。

(1) 著作権等の取扱いに関する事項

著作権等の取扱いについては、以下のとおりとする。ただし、下記イからエについては、写真等(動画については引用映像も含む。)の使用が見込まれる印刷物又は動画(以下「印刷物等」という。)について適用するものとし、当該印刷物等について、第三者が権利を有する写真等の素材が使われることが想定される場合の使用期間並びに当該印刷物等のインターネット配信等を行う場合の利用期間及び利用手段については、広報事業等の仕様書において、別に定めるところによるものとする。

- ア 受託者等は、広報事業等によって生じた納入成果品に係る一切の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を、納入成果品の引渡し時に農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- イ 受託者等は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して、費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ウ 受託者等は、農林水産省が第三者が権利を有する著作物を含む納入成果品 を活用する場合及び農林水産省が認めた場合において第三者に二次利用させ

るときは、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、農林水産省は受託者等と協議してその利用の取決めをするものとする。

エ 広報事業等に係る契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら農林水産省の責めに帰すときを除き、受託者等は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、農林水産省は、係る紛争等の事実を知ったときは、受託者等に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者等に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(2) 表現内容等に関する事項

受託者等は、広報物等において、

- ① 法令に抵触する行為を容認していると受け取られるような表現内容
- ② 法令に抵触する事業活動や宣伝等を行っている事業者又はその事業者が販売する商品やサービスを好意的に紹介するような表現内容
- ③ 農林水産省の施策の推進に反するような表現内容
- ④ 著名人**を起用する場合、当該著名人又はその者が属する組織による不適切 な発言や発信

がないか、出稿前に確認を行うこと。その際、別表1の1の右欄に掲げる事項については特に注意すること。

※ 「著名人」とは、芸能人、タレント、有名人、学者、インフルエンサー等、その呼称を 問わず、発信力の高さを理由に起用する者のこと。

(3) 海外向けに作成する広報物等に関する事項

受託者等は、海外向けに企画、制作又は発信される広報物等については、別表 1の2の右欄に掲げる事項について特に注意すること。また、外国語の広報物 等を作成する際の日本語からの翻訳については、誤訳を防止するため、必要に 応じネイティブによるチェックを行うなど適切に対応すること。

(4) ロゴ等に関する事項

受託者等は、広報事業等において、広報物等にロゴ等を用いる場合、別表1の3の右欄に掲げる事項を遵守するとともに、作成した当該広報物等について、 当該広報事業等を担当する農林水産省職員の確認を受けること。

(5)農林水産省 Web サイトへの掲載に関する事項

農林水産省 Web サイト内に、広報事業等において作成したコンテンツを掲載する場合については、以下のとおりとする。

ア 受託者等は、広報事業等に係る契約後に別途提供する各種マニュアルの記載事項を遵守するともに、別表1の4の右欄に掲げる事項については特に注

意すること。

イ 受託者等は、コンテンツ作成の作業開始前に、当該広報事業等を担当する農林水産省職員及び別表2に掲げる農林水産省の各機関におけるWebサイト管理者(ウェブマスター)と、作成するコンテンツの仕様について協議を行うとともに、コンテンツ・マネジメント・システムへの適否を判断できるテストページ(数ページ)を作成し、同管理者によるテストページの承認を得てから、コンテンツの作成作業を開始すること。

4 その他

3の各事項について疑義のある場合は、受託者等は、当該広報事業等を担当する農林水産省職員の指示に従うこと。

別表1

汌	表 1							
	項目	特に注意が必要な事項						
	1 表現内容に関する	「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」						
	事項(ガイドライン	(平成 15 年法律第 72 号) 第 9 条第 2 項に基づく耳標を着けていない						
	本文3の(2)関連))	牛の写真やイラストの掲載						
	2 海外向けに作成す	(1) 広報物等に日本地図を掲載する場合における北方領土、竹島、尖						
	る広報物等に関する	閣諸島を含む我が国の領土の正しい記載						
	事項(ガイドライン	(2) インターネット上の地図情報提供サービスを利用する場合等にお						
	本文3の(3)関連)	いては「日本海」(Sea of Japan 又は Japan Sea)の呼称の使用						
		(3) 広報物等における国名及び国旗の記載に当たっては、外						
		務省 Web サイトの情報(https://www.mofa.go.jp/mofaj/						
		area/index.html)を参考にすること。						
	3 ロゴ等に関する事	(1) 広報物等において農林水産省ロゴを用いる場合には、農林水産省						
	項(ガイドライン本	が別途提供する「VISUAL IDENTITY GUIDELINES」及び						
	文3の(4)関連)	「VISUAL IDENTITY GUIDELINES DIGITAL 版」の規定を遵						
		守すること。						
		(2) 我が国から海外に向けた発信の機会となる見本市、展示会等にお						
		ける広報物等に使用するロゴについて、その政策目的に応じた「ジ						
		ャパンマーク」を積極的に使用すること。						
Ī	4 農林水産省 Web	(1) 制作するコンテンツについては、高齢者・障害者にも利						
	サイトへの掲載に関	用しやすいものとするため、ウェブアクセシビリティに関する日本						
	する事項(ガイドラ	産業規格(JIS X8341-3)に準拠したものとすること。						
	イン本文3の (5)	(2) コンテンツの HTML 化に際しては、専門知識のない職員でも編						
	関連)	集が可能となるよう、提供するテンプレート(XHTML1.0+						
		CSS2.0) のデザインに従うこと。また、提供するテンプレートがフ						
		ルスタイル(XHTML1.0+CSS2.0)にて実現されていることから、						
		テーブルタグを利用したデザインをできるだけ避け、フルスタイル						
		の環境で行うこと。						
		(3) スマートフォンやタブレットでの閲覧者に配慮した画面構成と						
		すること。						
		(4) コンテンツを掲載する前に、XHTML、CSS 及びアクセシビリテ						
		ィの各チェックを行うこと。なお、実施に当たっては、下記のチェ ックツールを用いること。						
		ア XHTML 検証						
		https://validator.w3.org/						
		イ CSS 検証						
		https://jigsaw.w3.org/css-validator/						
		Tespon, / Jigoun moiorg, coo randator/						

ウ アクセシビリティ検証 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_fre e/michecker.html

別表2

	Web サイト	URL
本省等	農林水産省本省 林野庁 水産庁 農林水産技術会議事務局	https://www.maff.go.jp/ https://www.rinya.maff.go.jp/ https://www.jfa.maff.go.jp/ https://www.affrc.maff.go.jp/
地方農政局等	北海道農政事務所 東北農政局 関東農政局 北陸農政局 東海農政局 近畿農政局 中国四国農政局 九州農政局	https://www.maff.go.jp/hokkaido/ https://www.maff.go.jp/tohoku/ https://www.maff.go.jp/kanto/ https://www.maff.go.jp/hokuriku/ https://www.maff.go.jp/tokai/ https://www.maff.go.jp/kinki/ https://www.maff.go.jp/chushi/ https://www.maff.go.jp/kyusyu/
森林管理局	北海道森林管理局 東北森林管理局 関東森林管理局 中部森林管理局 近畿中国森林管理局 四国森林管理局 九州森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/ https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/ https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/ https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/ https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/ https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/ https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/
漁業調整事務所	北海道漁業調整事務所 仙台漁業調整事務所 新潟漁業調整事務所 境港漁業調整事務所 瀬戸内海漁業調整事務所 九州漁業調整事務所	https://www.jfa.maff.go.jp/hokkaido/ https://www.jfa.maff.go.jp/sendai/ https://www.jfa.maff.go.jp/niigata/ https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/ https://www.jfa.maff.go.jp/setouti/ https://www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/
その他	農林水産政策研究所 動物医薬品検査所 動物検疫所 植物防疫所	https://www.maff.go.jp/primaff/ https://www.maff.go.jp/nval/ https://www.maff.go.jp/aqs/ https://www.maff.go.jp/pps/

対象経費一覧

	区 分	区分の内訳	内容	経費の算出の考え方	証拠書類の例
I	人件費(賃金)	人件費 賃金	委託事業に従事する者の作業(実績)時間に対す る経費	当該委託事業に直接従事する者の直接作業に要する時間に 対して支給される給与及び諸手当等であり、仕様書をす す、「委託事業における人件費の算定等の適正化につい て」(平成22年9月27日付22経第961号大臣官房経理課長) に基づいて算出すること。	・業務(作業)日誌 ・賃金(給与)台帳 ・支払伝票 ・機関の給与規程、賃金規 程
		旅費	委託事業を行うために直接必要な国内出張及び海 外出張に係る経費	経費の算出にあたっては、受託者の内部規程等に基づいて 算出することとし、内部規程等が定められていない場合 は、「国家公務員の旅費等に関する法律」に準ずること。 また、受託者は、当該業務に係る出張であることが明確に 判断できるよう関係書類を整理すること。	・内部規程等 ・旅費計算書 ・支払伝票 ・復命書等
		会議費	委託事業を行うために直接必要な会議、講演会、 シンポジウム等に要する経費(会場借料、機材借 料及びお茶代等)	会場の設定等にあたっては、必要以上に高価又は華美で あったり、広さや個数が過剰にならないよう、必要最小限 とすること。	・請求書 ・会議の概要に関する書類 ・支払伝票
		謝金	委託事業を行うために必要な謝金 (会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)	経費の算出にあたっては、仕様書等において謝金単価等が 定められている場合はそれによることとし、定めがない場 合は受託者の内部規程等によること。	・支出伝票 ・受託者の内部規程等
п	事業費	借料及び損料	委託事業を行うために直接必要な機械器具等の リース・レンタルに要する経費	機械器具等のリース・レンタルに要する経費は、以下の考え方に基づき当該業務期間中のリース等に要する経費のみ計上すること。 ・リース契約等のよる物品の調達を検討する際は、リース及びレンタルの両方の可能性について比較検討する。 ・リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、法定耐用年数以上とするなど合理的な基準に基づいて設定すること。	・納品書、請求書 ・リース等契約書 ・支払伝票
		消耗品費	委託事業を行うために直接必要な物品であって備 品費に属さないものの購入に要する経費	消耗品費として計上できる経費は、当該業務にのみ使用するものであること。例)・分析用資材 ・試薬品 ・燃料 ・市販のソフトウェア等例外) 複数年に渡って実施する継続事業において、翌年度に使用する物品の購入は原則認められませんが、翌年度の契約締結後に購入するのでは、事業そのものに支障を来すなど事業と直接的な関連性が認められるものは、その理由を明確にしたうえで購入することができる。	・納品書、請求書 ・支払伝票
		印刷製本費	委託事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費	計上する経費は当該業務期間中に使用する部数又は仕様書 等により指定された部数のみとすること。	・印刷製本仕様書 ・配布先一覧 ・納品書、請求書 ・支払伝票
	1	雑役務費 または その他経費	委託事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの例) ・通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等) ・光熱水料(電気、水道、ガス。大規模な研究施設等で、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合) ・翻訳通訊、速記費用 ・文献購入費、法定検査、検定料等	通信連搬費は、当該業務に直接必要な物品等の連搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上し、当該業務に直接必要であることを証明すること。 その他雑役務費として、当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務(再委託する業務を除く)に係る経費を計上すること。	・納品書、請求書 ・支払伝票
ш	再委託費		当該事業の一部を他の第三者に行わせる (委託する) ために必要な経費	当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことができない業務、直接行うことが効率的でない業務を他者へ委託して行わせるために必要な経費を計上すること。	・委託契約書 ・請求書 ・支払伝票
IV	一般管理費		委託事業を行うために必要な経費であって、当該 事業に要した経費としての抽出、特定が困難なも のについて、委託契約締結時の条件に基づいて一 定割合の支払を認められた間接的経費	一般管理費は原則、農林水産省が定める率を使用することとし、これによりがたい場合は受託者の内部規程等で定められた率を使用すること。	・納品書、請求書 ・支払伝票 ・支出計算書(按分の積算 根拠)
v	消費税相当額		委託事業を行うために必要な経費に係る消費税及 び地方消費税の額	計上した経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の10%に相当する額を計上すること。	

委 託 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官(経理)須田 亙(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報)(以下「委託事業」という。)の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業)

- 第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告する ものとする。
 - (1)委託事業名 令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解 醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態 及び食料システム法の計画認定制度に関する広報)
 - (2)委託事業の内容及び経費 別添委託事業計画書(別紙様式第1号)のとおり
 - (3) 履行期限 令和8年3月23日

(委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施 しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の限度額)

- 第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、 金 円(うち消費税及び地方消費税の額○○円)を超えない範囲内で乙 に支払うものとする。
 - (注) 「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。
- 2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の制限)

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定 及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、この委託事業の達成のため委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け 負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ再委託 承認申請書(別紙様式第2号)に必要事項を記載して甲の承認を得なければなら ない。ただし、再委託ができる事業は、原則として委託費の限度額に占める再委 託の金額の割合(以下「再委託比率」という。)が50パーセント以内の業務とす る。
- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名

称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載 した書面を甲に提出しなければならない。

ただし、本委託事業の仕様書においてこれらの事項が記載されている場合にあっては、甲の承認を得たものとみなす。

- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の 承認を得なければならない。
- 5 乙は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請 負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は 再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2 項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変 更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変 更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

(再委託の制限の例外)

- 第6条 前条第1項及び第2項の規定に関わらず、再委託する業務が次の各号に該当する場合、乙は、委託事業の主たる部分及び再委託比率が50パーセントを超える業務を委任し、又は請け負わせることが出来るものとする。
 - (1) 再委託する業務が海外で行われる場合
 - (2) 広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となって いる場合
 - (3)会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定に基づく子会社若しくは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合
- 2 前項の再委託がある場合において、再委託比率は、当該再委託の金額を全ての 再委託の金額及び委託費の限度額から減算して計算した率とする。

() 赵

- 第7条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要がある と認めたときは、甲の命じた監督のための職員(以下「監督職員」という。)に 監督させることができるものとする。
- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 乙は、甲(監督職員を含む。)から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出 を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、委託事業が終了したとき(委託事業を中止し、又は廃止したときを 含む。)は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書(別紙様式第3号) を甲に提出するものとする。

(検査)

第9条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した

日から10日以内の日(当該期間の末日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。)又は当該委託事業の履行期限の末日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを当該実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

2 甲が前項に規定する検査により当該委託事業の内容の全部又は一部が本契約に 違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求める ことができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了し た旨の通知を受理した日から10日以内に、当該委託事業が契約の内容に適合する ものであるかどうか再度検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

- 第10条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合する と認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に 規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第11条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算払請求書(別紙様式第4号)を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

ただし、乙が委託事業実績報告書(別紙様式第3号)の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、前条第1項に規定する通知の日から30日以内にその支払を行うものとする。

- 2 甲は、概算払の財務大臣協議が調った場合においては、前項の規定にかかわらず、乙の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができるものとする。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書(別紙様式第4号)を甲に提出するものとし、甲は、乙からの適法な概算払請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第10条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

- 第13条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止(廃止)申請書(別紙様式第5号)を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものと する。

(計画変更の承認)

第14条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書(別紙様式第6号)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委託事業計画書2の収支予算の支出の部の区分欄に掲げる経費の相互間における30パーセント以内の金額の流用については、この限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、又は、正当な理由なく履行の全部又は一部が不能となることが明らかとなったときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金と して契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。
 - (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の 債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合 とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法 律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14 年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部 又は一部を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第 7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合 に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項 (同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課 徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、 速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第18条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により 契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相 当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条 の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定に よる排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項 (同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課 徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項 又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った とき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第 1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当すると きは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に 相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1)前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第 1項の規定の適用があるとき。
- (2)前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又 は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の 首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、入札(又は見積)心得第3条(公正な入札(又は見積)の確保)の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると き。
 - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与 するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与 しているとき。
 - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している とき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第21条 乙は、第19条の各号及び第20条各号のいずれにも該当しないことを表明 し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再受託者等(再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

- 第22条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直 ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者 (再受託者等)との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは 再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反し て当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象 者(再受託者等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を 解除することができる。

(損害賠償)

- 第23条 甲は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合 において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標 ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当 介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これ を拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察 への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

- 第25条 乙は、委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権(著作権法 (昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を、著作物 の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとし、甲の行為について著作者人格権を行 使しないものとする。
- 2 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及 び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担 を含む一切の手続きを行うものとする。
- 3 乙は、甲が著作物を活用する場合及び甲が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、甲は乙と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。
- 4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の 紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は 自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲は係る紛 争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ね る等の協力措置を講じるものとする。

(著作権等の利用)

- 第26条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物 に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が 利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとす る。
- 2 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、 当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際 し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

(委託事業の調査)

第27条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

- 第28条 乙は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。
- 2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都 度、これを行うものとする。
- 3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
- 4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と 十分に照合した委託事業に要した経費を記載しなければならない。
- 5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費及び賃金)

- 第29条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業 の仕様書等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場 合に限るものとする。
- 2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持等)

第30条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(個人情報に関する秘密保持等)

第31条 乙及びこの委託事業に従事する者(従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。)は、この委託事業に関して知り得た個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により

特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前2項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第32条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第33条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第34条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(再委託の条件)

第35条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、第31条から第34条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(疑義の解決)

第36条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、 解決するものとする。 上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者(甲) 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 須田 亙

受託者(乙) 住 所 氏 名

(注) 電子契約書以外の場合は、甲乙それぞれ押印が必要。

委 託 事 業 計 画 書

1 事業内容

ア事業実施方針

令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報) 仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、事業を実施する。

イ 事業内容

仕様書のとおり。

ウ事業実施期間

契約締結日~令和8年3月23日

- 工 担当者
- オ 報告の方法 仕様書のとおり。

2 収支予算

収入の部

区分	予 算 額	備考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額○○円
計		

支出の部

区分	予 算 額	備考
計		

(注) 備考欄には、各区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すこと。

一般管理費を経費として計上する場合は、原則、人件費及び事業費(再委託費を除く)の10%以内とし、これによりがたい場合は受託者の内部規程等で定められた率を使用すること。なお、確定額については、予算額又は実支出額のいずれか低い額とする

備品(原型のまま比較的長期の反復使用に耐えうるもののうち取得価格が50,000円以上の物品)の購入は認めない。

3 再委託先等

氏名又は名称	住	所	業務の範囲	必要性及び契約金額

(注) 再委託先名及び金額が記載されている提案書が当該委託事業の仕様書として採用された場合に限る。

(別紙様式第2号)

令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報) 再委託承認申請書

番号年月日

支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

> (受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成 対策委託事業のうち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認 定制度に関する広報)について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第5条第2項の規定によ り承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の氏名又は名称及び住所
- 2 再委託を行う業務の範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託金額
- 5 個人情報の取扱いに関する事項
- 6 その他必要な事項
- (注) 1 申請時に再委託先及び再委託金額(限度額を含む。)を特定できない事情がある場合には、その 理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託金額が決定した場合には、当該事項をこの書類に 準じて、報告すること。

- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は再委託金額(限度額を含む。)を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

(別紙様式第3号)

令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成 のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報)

実績報告書

号 年 月 日

支出負担行為担当官

農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

官署支出官

農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

(受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対 策委託事業のうち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認 定制度に関する広報)について、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第8条の規定によ り、その実績を報告します。

(なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。)

記

- 1 事業の実施状況
 - ア事業内容
 - イ 事業実施期間
 - ウ担当者
 - エ 事業の成果(又はその概略)
 - オ事業成果報告書の配付実績等

2 収支精算

収入の部

区分	精算額	予算額	比 較	増 減	備考	
丛 分	相昇領 丁昇領 		増増		1VH	
国庫委託費					うち消費税及び地方消費 税の額○○円	
計					102 · 100 · 01 · 0	

支出の部

区分	精算額	 予算額 —	比 較	増 減	
区 分	作 好 饭	,并 识	増	減	
計					

(注) 備考欄には、精算の内訳を記載すること。

(別紙様式第4号)

令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成 のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報) 委託費概算払・精算払 請求書

> 番 号 年 月 日

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

> (受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報)について、下記により、委託費金 円也を、 概算払・精算払 により支払されたく請求します。

記

区分	日店禾主弗	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了	
	四座女儿貝	金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高	予定年月日	備考
	区 分	区 分 国庫委託費							

⁽注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

(別紙様式第5号)

令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成 のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報) 中止(廃止)申請書

番号年月日

支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

> (受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報)について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第13条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止 (廃止) の理由
- 2 中止 (廃止) しようとする以前の事業実施状況

ア 事業について

イ 経費について

経費支出状況

経費の区分	○月○日現在 支出済額	残 額	支出予定額	中止 (又は廃 止) に伴う 不 用 額	備考

- 3 中止 (廃止) 後の措置
 - ア 事業について
 - イ 経費について
- ウ 経費支出予定明細

経費の区分	支出予定金額	算 出 基 礎 (名称、数量、単価、金額)

(別紙様式第6号)

令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解 醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報) 計画変更承認申請書

番号年月日

支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

> (受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和6年度円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策委託事業のうち消費者等の理解醸成のための広報③(食品産業の実態及び食料システム法の計画認定制度に関する広報)について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第14条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分
 - (注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、 当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。